

○岡山市私立幼稚園支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 私立幼稚園が行う、幼児期の教育及び保育の一体的振興を図り、その質的充実を実現することに寄与する各種事業に対して、予算の範囲内において岡山市私立幼稚園支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例による。

2 この要綱において、私立幼稚園とは、本市内に設置される学校教育法（昭和22年法律第26号）

第4条により設置認可された幼稚園であって、同法に定める私立学校のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けていないものをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるとおりとし、その要件については当該各号に定めるところによる。

(1) 預かり保育を推進するための事業 多様な保育ニーズに対応した教育活動の充実を目的とし、教育課程に係る教育時間終了後等に、概ね年間を通して、実施日1日につき1時間以上、計画的に当該幼稚園の園児のうち希望する者を対象とする教育活動を実施していること。

(2) 子育て支援地域開放事業を推進するための事業 保護者や地域の人々を対象に、機能や施設を開放した取組であって、次のいずれかに該当するものであること。

ア 子育てに関する相談又は啓発に関する取組

イ 未就園児の保育活動又は保護者同士の交流の機会の提供に関する取組

ウ 子育てを地域全体で支える環境整備に関する取組

(3) 特色ある幼児期の教育の開発に関する事業 これからの幼児期の教育の展開に寄与する取組であって、次のいずれかに該当するものであること。

ア 自然体験、社会体験等による生きる力の向上を図る取組

イ 外国語活動による多文化理解及び国際感覚の醸成を図る取組

ウ 小学校教育に円滑につなげることを促進する取組

エ アからウまでに掲げる取組を効果的に実践するための先進地視察、教員の研究会又は研修会への参加

(4) 特別支援教育を推進するための事業 特別な支援を必要とする幼児に対し、適切な指導又は必要な支援を行うに資する取組であって、次のいずれかに該当するものであること。

ア 個々の幼児の障害などの状態等に応じた指導又は支援の充実を図る取組

イ 特別支援教育の周知・啓発を図る取組

ウ 専門的な助言や援助を活用するために関係機関との連携を図る取組

エ アからウまでに掲げる取組を効果的に実践するための先進地視察、教員の研究会又は研修会への参加

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、私立幼稚園の設置者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取り消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していない者

(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経

費(以下「補助対象経費」という。)は、別表1及び別表2の補助事業の欄に掲げる区分に応じ、補助対象経費の欄に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、他の補助制度の対象となっている経費は、補助対象経費としない。

(補助金額)

第6条 別表1の補助事業における補助金の額は、補助対象経費の実支出額から徴収金、寄附金その他収入金を控除した額と、補助事業者である私立幼稚園における補助年度の5月1日現在の園児数及び在籍者数を勘案して、市長が別に定める額とを比較していずれか少ない方の額とする。

2 別表2の補助事業における補助金の額は、補助対象経費の実支出額から徴収金、寄附金その他収入金を控除した額と、別表2に定める補助金額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付申請は、私立幼稚園の設置者又は設置者の委任を受けた同園の園長(以下「申請者」という。)が行うものとし、規則第5条第1項に定める書類を、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(状況報告、着手届及び完了届の免除)

第8条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第9条 申請者は、規則第16条第1項に定める書類を、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月26日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月6日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表1 (第5条関係)

補助事業	補助対象経費
(1) 預かり保育を推進するための事業	消耗品費、備品購入費
(2) 子育て支援地域開放事業を推進するための事業	委託費、報償金、消耗品費、印刷製本費、保険料、使用料及び賃借料

(3) 特色ある幼児期の教育の開発に関する事業	委託費，報償金，旅費，会議等出席負担金，消耗品費，印刷製本費，備品購入費，使用料及び賃借料
(4) 特別支援教育を推進するための事業	委託費，報償金，旅費，会議等出席負担金，消耗品費，印刷製本費，備品購入費，使用料及び賃借料

別表 2 (第 5 条関係)

補助事業	預かり保育の 年間延利用園児数	補助金額 (1 か所当たり年額)	補助対象経費
(1) 預かり保育 を推進するための 事業	4,000 人以上 5,999 人以下	450,000 円	預かり保育の実施に係る人件費（賞与，諸手当を含む給与，賃金に相当する額及び当該支出に係り補助事業者が負担する法定福利費の事業主負担に相当する額）
	6,000 人以上 7,999 人以下	600,000 円	
	8,000 人以上 9,999 人以下	750,000 円	
	10,000 人以上	900,000 円	